

第三回国会 文部委员会 議事録 第六号

(170)

昭和二十三年十一月二十四日(水曜日) 午後二時三分開議

出席委員

委員長 圓谷 光衛君
理事 藤本 七郎君 理事伊藤 恭一君
理事 久保 猛夫君

出席國務大臣

文部大臣 下條 康麿君
出席政府委員 文部政務次官 小野 光洋君
文部事務官 稲田 清助君

委員外の出席者

専門員 宇野 圓空君
専門員 武藤 智雄君

十一月十九日

新学制実施促進に関する陳情書(仙台市長岡崎榮松外十九名)(第二六八号)

戦災小学校復旧に対する起債及び國庫補助増額の陳情書(全國戦災都市連盟会長姫路市長石見元秀外十九名)(第二七七号)

地方に國定教科書の作製委託に関する陳情書(四國圖書出版株式会社代表兼専務次郎外三名)(第三一五号) 六・三制完全実施のため全額國庫補助の陳情書(長野縣町村議長會)(第三五四号) 本委員会に送付された。

本日の会議に付した事件 國立國語研究所設置法案(内閣提出 第二六号)

○圓谷委員長 これより開會いたしました。

○田淵委員 再び質問が許されましたので、二、三重ねてただしてみたいと思います。先般來問題となつております第三條であります。聞くところによりますと、この第三條の規定の内容につきましては、相当權威のある研究團體から申入れがあつて、それを内容決定の一助として、このような規定が案として取入れられたというふうにも聞いているのであります。そこで、そういう点を考え合せますならば、これは内容の修正というものは當面ないやうに考へるのであります。ただ表現の問題に屬するといふふうにも見られるのであります。しかしこの條文は読み下したところ、見方、取り方によつてはどのようにも解釈のつくやうな、いわば繁文だ。であるがゆゑにこれをもう少し簡素化して一本にまとめ上げるといふことが、われわれは望ましいのであります。そこで社会党といたしましては他党の委員有志の方にも三、四お諮りしたのであります。この條文をこのように修正してはどうかという議が、一應まとまつたのであります。すなわち第三條、研究所は必要と認めるときは、その調査研究を他の適當な調査研究機関または個人に委託することができ、以上であります。

こう規定いたしますならば、かえつてこの原案に盛り込んでおきますところの内容は振幅性、融通性をもつて余すところなくこれに包括されて、かえつて弾力性のあるところの規定になるのではないかと考へるのであります。そこで一應そういう議がまとまつたのであります。なおこれにつきましては手続上その他の関係もあつて、この委員会において審議されることが望ましいと思ふのであります。

それから第四條であります。四條二項の規定の表現も、修辭的に申すならば多少難があつて、誤解を招く節がなくはないと思ふのであります。先般の委員会において政府委員より説明がありましたので一應了承したのであります。所長は一級の文部教官または文部事務官の中から文部大臣が命ずる。従つてすでに一級の文部教官または文部事務官としてあるところの人間を起用して有能な学識経験者をそこに起用いたしました。これを一級の文部教官または文部事務官に任命いたしました。採用するといふふうには、とれないやうなうらみがあるものであります。つまりこの條文は、所長は一級の文部教官または文部事務官とし、文部大臣が命ずるといふところであらうと思ふのであります。表現はなお不十分であります。この点につきましてもお政府委員なりあるいは文部大臣なりの御見解を、承つておきたいと思ふのであります。

それから第五條であります。所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならぬ。となつております。この一回を二回に改めてはいかであるかといふことを申し上げたのであります。言葉が足りませんが、なせ一回を二回にしなければならぬかと申しますならば、もちろん年度一回の報告発表といふことがあらゆる調査機関、研究機関などの慣例でもあり、都合でもありましよう。しかしこうした学問研究といふものは、これが成果であるといつて一年ぐらひで出されるものは比較的乏しいのであります。三年、四年、五年も要する研究も多いのであります。あるいはそれ以上の歳月をかけるなければならぬところの研究が、はなはだ多いのであります。といたしますと、年一回の報告をさせるという場合に、熱心な研究者はもちろんその任を果すのであります。官公立の研究機関にいたしましても、往々にして再々予算の食ひ逃げる新研究報告といふことがあるのであります。いわゆる一夜づけとは申しませんが、にわか仕立の研究報告書なるものをつくつて、その年度内研究活動をサボつていゝといふような事実も見受けられるのであります。それで調査研究の成果の報告ばかりではなくて、状況の報告といふことになつておるのでありますから、二年一回といたしまして、年度内前期に一度報告せしめてその経過を見る形式にし、さらにまた報告せしめてその経過を見ることであるならば、予算の食ひ逃げるなサボタージユといふものは防げるのではないかと申すに考へました。ゆゑに、私は二回とこれを直していただきたいといふことを申し上げたのであります。この点いかがお考えでありますか。さらに御意見を承りたいと思ふのであります。

それから第七條であります。評議員は、二十人の評議員で組織する。二項は評議員は、國家公務員法の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。この文部大臣が命ずるところのものは部内関係、委嘱するといふのは部外関係であるといふやうに、政府委員の説明があつたのであります。その点は了承したのであります。ただ文部大臣が任命または委嘱する場合におきまして、文部大臣一個の御判断によつて、任命または委嘱が行われることはあるまい。またあつてはならないのだと思ふのであります。丙寅におきましては、ここに何らか評議員たる者を推薦するもの、あるいは評議員たる者を審議して、文部大臣にその候補者を申告するといふやうな手続がふまれなかつたならば、これは民主的ではないと思ふのであります。そういう意味におきまして、どのような手続で、文部大臣の任命委嘱といふことが行われるのであるか。手続上これに要する機関といふものはこ

に必要がないのか。規定する要はあるのか、ないのかというようなことも、ひとつ御意見があつたならば承りたいと思ふのであります。つまり申しますならば、人事権の発動手続という問題が、ここになお残されておると思うのであります。これに関連いたしましたして、この規定には直接関係がございせんが、間接的に関係を持ちますのは、國語審議会でありまして、これは國語研究所ができるならば、屋上屋を架するきらいがあるのではないかと、十分論議されたのであります。ところが審議会の存置の必要性というところが、政府委員によつて説明されましたので、一應了承したのであります。残る問題は、國語研究所の人事の民主化ということと並行して、これを存置するならば、國語審議会の人事ということも、考え直してやらなければならぬ、というところを要望するのであります。さらに第十一條にわたりまするが、研究所の専任の文部教官または文部事務官の定員であります、この定員はここにあげてあります、人数以外に、他の職員、備員、雇員等を合すと

五十名を越える数になると承つたのであります。これだけの定員が必要であるか、いなかというところは、この國語研究所の機構運営というものが、なお詳細に明らかにならないならば、突は納得が行かないのであります。しかしこれはにわかには手続上望まれることではないと思ふのであります。適當なる機会にこの研究所の全機構のディテールにわたつて一覽表のごときものをつくつて、お示し下さるといふことが望ましいのであります。

なご二、三の問題につきまして意見

があるものであります、機会が與えられずならば追つて申し上げたいと思ふ以上、この点御意見を承るべき節があつたならば、承りたいと存するのであります。

○下條國務大臣 ただいま田淵委員から御意見のありました点について、私も考えておるところを申し上げて御了解願ひたいと思ふ。第一点は、第三條第一項の点についてであります、規定の文面は別といたしまして、内容につきましてはまづたく私と御意見が同じであるといふことを申し上げたいと思ふ。と申しますのは、國語研究所を設けました趣旨というものが、國語研究所を本體として、そのうして民間に適當なものがあつたならば、それを加味して行きたいという建前でありまして、すでに私が申し上げた通りでありまして、結局お考えと一致しておるといふふうに考えておるのであります。

それから第二の、第四條第二項の「一級の文部教官又は文部事務官」これはお考えの通りのものであります。一級の文部教官または文部事務官といふのは、現にある人ばかりでなく、野にある人が文部教官または文部事務官になります場合も、包含しておるつもりでございます。

それから第三点のレポートの回数の問題であります。これはお話の通り成果につきましては一年一回でも困難かと思ふ。しかしながら調査研究の状況につきましては、あるいは二回でも三回でもなし得るかもしれせんが、しかしその調査研究の状況の発表も、あるいは一回で済む場合もあろうかと思ふので、書き方としては、二回くらいにしておきまして、事実も調査研究の状況によつて二回できず場合には、二回いたしてもよろしいと思ふ。ただ、二回としましてあまり大した進行もないにいたすといふことも、いかがと思ふので、まづ一回としておきまして、現実の問題としては二回ということもあろうかと思ふ。

それから第四点の評議員の任命について、何か手続上民主的な機関はないかといふお尋ねであります、これは文部大臣が責任を持ちまして、そのうして創設委員会がございまして、それにかけてやるつもりでございます。それから國語審議会は、これはたいへん古い時代に成立いたしました官制でありまして、官制自体につきましても直す必要がありまして同時に、その人事につきましては、全然改組したいといふお考えをもつて、お考えの通りにはからいたいと思つておられます。

それから第六の機構の内容は、一應の案はありますが、現在創設委員会でも審議中でございますので、いづれお示し申し上げる機会があろうと思つておられます。

○國谷委員長 他に御質問はございせんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

○國谷委員長 それでは、これより國立國語研究所設置法案を議題として討論に入ります。平澤長吉君。

○平澤委員 私は数次にわたる質疑等にかんがみまして、まだ本日ここで文部大臣の言明も承りましたので、原案に賛成するものであります。

○國谷委員長 田淵委員。

○田淵委員 社会党を代表して討論を

申し上げます。一切の文化活動といふものは言語、國語によつてなされるものであり、従つて文化國家の建設といふことは、言語研究、國語研究より始まると言つて過言でないと思ふのであります。そこで、國語研究といふことは、文化建設の上の出発点であると思ふ。最終点だと私は存するのであります。こうした大きな事業としての國語研究を、國家の手によつて行ふことは、われわれ文部委員として同慶にたえないと思ふのであります。本法案の内容及び規定にわたりましたは、すでに過日來の委員会において論議し盡されたと思ふのであります。その結果、政府の説明により、各委員の御発言によりまして、了解されるところが多大であつたのであります。そこで社会党といたしましては無修正のまま、原案に賛成いたしたいと存するのであります。

○國谷委員長 伊藤委員。

○伊藤委員 私は民主党を代表いたしまして討論に入ります。國語の合理化をはかつてあらゆる學術振興に寄與し、文化國家建設のためその能率を向上させ、さらに國際的運営上最も適切な科学的調査研究をすることが、喫緊なる要事でありまして、一日も早くこの法案の成立するように望む次第であります。もちろんこの法案の成立につきましては若干の修正意見もありますが、將來必要ある場合にはこれを適正に修正すること、いたしまして、今回は時日も切迫いたしておりますから、まづもつてこの原案を無修正のまま成立することに私は賛成する者であります。

○黒岩委員 國立の國語研究所の設置されることは、國民のひとしく切望する点であらうと思ふ。この國民の期待を背負ひまして本法案が成立し、早急に新しいこの機関が設置されることを、私も切望するのであります。内容につきましては、十分に案を立てられまして政府の御検討の結果を、われわれの質問によつて明確に把握することができましたので、國民協同党はこの政府原案に賛成するものであります。

○久保委員 私は小会派を代表して本案に賛成するものであります。國語問題は私が世に出て以來、ただちに耳にしたことであつて、歴史的にこれを見ると、おそらく私が生れる前からの日本の問題であつたと思ふ。それほど長い歴史のあるこの問題が、今日やつとここに目の目を見て、とにかくこれを國家の力で科学的に取上げて解決をつけようといふことになつたのは、実に喜びにたえません。私は、今日までいろいろこうしたものが必要であるといふことを朝野で論議せられ、いろいろ先輩の人たちが研究をされたことであらうのに、なぜこれが今日までこうした運びにならなかつたかを、突は遺憾に思つておつたのであります。今日考えてみると、日本人が日本の國語の複雑さと難解によつて、いかに精神的に、あるいは時間的に重荷を負つて来たか。これは生徒、兒童ばかりでなく、一般の日本人がすべてさうであつた。今度の第二次世界戦争が終つて、ヨーロッパ、特に東ヨーロッパ諸國ではたゞちに何に着手したかといふと、いろいろあるであらうと思ふ。

も、文盲撲滅の運動をただちに始めて
おる。あつた國語を持つておる國に
して今始めておるようであります。も
しこうしたことが日本に行われたと
したならば、日本の國語をもつてし
ては、容易なことではなかつたであらうとい
うことを思うのであります。とにかく
國語はもつと科学的に公正に研究さ
れ、ほんとうの結論を出して、國民に
與えねばならないものであります。こ
うした意味で今日まであつた國語審議
会は、一應の役目を果したかもしれま
せん。しかし今日これと関連して考
えてみると、この國語審議会は、ここ
新たに改組されるべき時期に到達して
おると思つておるのであります。すなわちそ
の目的においても、あるいは構成等に
おきましても、これは純粹の審議機關
として、もつと根本的に考え直さなけ
ればならない。政府の御意向もそう
あるように承つておるのであります。
て、合せて私はこのことをひとつ考
えていたのだと思つておるのであります。
本案そのものについては、いろいろと
論議が盡されて、大体その趣旨がよく
のみ込め、それは妥當であるとわれわ
れは考へるのであります。どうか問
題になつた諸点につきまして、政府
局におきましては、今後その運営にあ
つて十分遺憾のないようにお願
いし、かつこの發足によつてこの難
解の、しかも複雑な日本の國語がほん
とに解決され、数十年にわたるこの難
問題が解決されまして、國語行政に
大絶頂を画されんことを私は期待いた
しまして、ここに賛成するものであり
ます。

○國谷委員長 これにて討論は終結
いたしました。

採決いたします。原案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔総員起立〕

○國谷委員長 起立総員。よつて本案
は原案の通り可決いたしました。

なおこの際報告書は議決の理由を付
して議長に提出しなければなりません
が、報告書の作成に關しては委員長に
御一任あらんことをお願いいたしま
す。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○國谷委員長 御異議なしと認めまし
てさようとりはからいます。

本日はこれにて散会いたします。

午後二時三十五分散会

〔参照〕

國立國語研究所設置法案(内閣提出)

に關する報告書

(都合により最終号に掲載)

昭和二十三年十二月十三日印刷

昭和二十三年十二月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局